

令和3年（ ）第 号 執行停止申立事件

(基本事件：令和2年(行コ)第 号)

申立人 x1 外 13名

相手方 国

疎明資料説明書

2021年1月14日

大阪高等裁判所 御中

申立人ら代理人弁護士 冠 木 克 彦

頭書事件につき、下記のとおり疎明資料の説明を致します。

記

疎号証	標 目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲 1	現在事項証明書	写 令和2年12 月17日	大阪法務局 北出張所登 記官	申立外関電の目的等。
甲 2	判決(大阪地裁平成24年(行ウ)第117号)	写 令和2年12 月4日	大阪地方裁 判所裁判官	大阪地裁が本件処分を取り消す判決を言い渡した事実及びその内容。
甲 3	判決要旨	写 令和2年12 月4日	大阪地裁裁 判官	同上。

疎号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲 4	实用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈(抄) (制定文、目次、2～11頁、122～132頁)	写 平成25年6月19日	原子力規制委員会	原子力規制委員会が、断層モデルを用いた手法に基づく地震動評価について、検討用地震ごとに、適切な手法を用いて震源特性パラメータを設定し、地震動評価を行うこととし(別記2・5二④ii))、基準地震動の策定過程に伴う各種の不確かさ(震源断層の長さ、地震発生層の上端深さ・下端深さ、断層傾斜角等の不確かさ並びにそれらに係る考え方及び解釈の違いによる不確かさ)については、敷地における地震動評価に大きな影響を与えると考えられる支配的なパラメータについて分析した上で、必要に応じて不確かさを組み合わせるなど適切な手法を用いて考慮する旨を定めている(別記2・5二⑤)事実。

疎号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲 5	基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド (抄) (制定文、表紙、目次、1～7頁)	写 平成25年6月19日	原子力規制委員会	原子力規制委員会の定めた「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」に、震源モデルの長さ又は面積、あるいは1回の活動による変位量と地震規模を関連づける経験式を用いて地震規模を設定する場合には、経験式の適用範囲が十分に検討されていることを確認する。その際、経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある。(I. 3. 2. 3 (2)。「本件ばらつき条項」との規定がある事実。
甲 6	発電用原子炉の耐震安全性に関する安全審査の手引き	写 平成22年12月10日	原子力安全委員会	東日本大震災以前に定められた「手引き」に、「震源断層モデルの長さ又は面積、あるいは単位変位量 (1回の活動による変位量) と地震規模を関連づける経験式を用いて地震規模を設定する場合には、経験式の適用範囲が十分に検討して行うこと」(IV1. 1. 1 (3) ②) との規定がある事実。

疎号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲 7	实用発電用原子炉 に係る新規制基準 の考え方について 【改訂版】 (抄) (表紙、改訂履歴、 293頁～295頁)	写 平成30年12 月19日改訂	原子力規制 委員会	原子力規制委員会が、ばらつき 条項第2文について、「当該経 験式の前提とされた観測データ との間の乖離の度合いまでを踏 まえる必要があることを意味し ているものである」との見解を 示している事実。
甲 8	原子力規制委員会 の組織理念	写 平成25年1 月9日	原子力規制 委員会	原子力規制委員会の組織理念の 内容について
甲 9	記者会見速記録	写 2020年12月 9日	原子力規制 委員会	原子力規制委員会の更田豊志委 員長が、大阪地裁判決を受けた 記者会見で我「々の審査に何ら の過誤も欠落もなかったと考 えており、その判断に自信を持 っています」と述べた事実。
甲 10	基準地震動の策定 に係る審査につ いて	写 2020年12月 16日	原子力規制 委員会	原子力規制委員会が、「審査で は、入倉・三宅式を用いて地震 モーメントを計算する際、式の 基となった観測データのばらつ きを反映して計算結果に数値を 上乘せする方法は用いていな い。このような方法は、強震動 予測レシピで示された方法では なく、かつこのような方法の科 学的根拠を承知していないから である。」と説明している事 実。